



診療所のみなさまへ

感染症法に基づく 医療措置協定の締結について

2 医療措置協定とは

2 医療措置協定とは

2-1 医療措置協定の項目

2-2 協定指定医療機関(第一種、第二種)の指定

2-3 医療措置協定の内容、協定締結の要件及び指定基準

(病床の確保、発熱外来の実施、自宅療養者等への医療提供)

2-4 医療措置協定の内容、協定締結の要件(後方支援、医療人材派遣)

2-5 協定指定医療機関(第二種)と高齢者施設等との連携

2-6 財政支援1 (全体概要)

2-7 財政支援2 (診療報酬:外来感染対策向上加算)

2-8 財政支援3 (流行初期医療確保措置)

2-1 医療措置協定の項目

- 協定締結や計画等の策定は、**これまでの対応の教訓を生かすことができる新型コロナへの対応を念頭に取り組む。**
- 「事前の想定とは大きく異なる事態」となった場合は、その感染症の特性に合わせて協定の内容を見直すなど、**実際の状況に応じた機動的な対応を行う。**
- 以下のうち、実施可能な項目（**いずれか1つ以上**）について、協定の締結に御協力をお願いします。

協定の項目	医療機関の類型			
	病院	診療所	薬局	訪問看護
①病床の確保	○	— (病院)	—	—
②発熱外来の実施	○※1	○※1	—	—
③自宅療養者等への医療の提供 及び健康観察	○	○	○	○
④後方支援	○	— (病院)	—	—
⑤医療人材派遣	○	○	—	—
⑥個人防護具の備蓄	○※2	○※2	○※2	○※2

※1 検査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●自院で核酸検出検査（PCR検査等）を実施する場合、検査の実施の可否（検査措置協定）を含めて協議します【以下に当てはまる場合は、検査措置協定の対象外です】 ・検体採取を行うが、分析は外部の機関（衛生検査所等）に委託する場合 ・抗原定性検査キットを用いて検査をする場合
※2 ⑥個人防護具の備蓄	●いずれかの協定を締結する場合は、任意事項として、個人防護具を2か月分備蓄しておくことを推奨しています。

2-2 協定指定医療機関(第一種、第二種)の指定

- 以下の各項について協定を締結する医療機関は、「協定指定医療機関」に指定
(協定の締結の合意に併せて、指定についても同意をいただく)

指定の種類	締結する医療措置協定の項目
第一種協定指定医療機関	①病床確保
第二種協定指定医療機関	②発熱外来 又は ③自宅療養者等への医療の提供 ※どちらか一つでも、指定は可能です

項目	協定指定医療機関の種類			
	病院	診療所	薬局	訪問看護
①病床の確保	第一種	—	—	—
②発熱外来の実施	第二種	第二種	—	—
③自宅療養者等への医療の提供	第二種	第二種	第二種	第二種
④後方支援	④後方支援、⑤医療人材派遣のみ実施する場合は、協定指定医療機関とはなりません			
⑤医療人材派遣				

指定の 効果	<ul style="list-style-type: none"> ・指定を受けた医療機関が実施する入院医療、外来医療及び在宅医療が、<u>公費負担医療の対象</u> ・指定を受けることで、外来感染対策向上加算の施設基準の一部を満たす
-----------	--

2-3 医療措置協定の内容、協定締結の要件及び指定基準

① 病床の確保

協定の内容	新興感染症の患者を入院させ、必要な医療を提供する。
協定締結の要件	<ul style="list-style-type: none">• 確保病床で、酸素投与・呼吸モニタリングが可能であること• 県からの要請後、2週間以内を目途に即応病床化すること• 関係学会のガイドラインなどを参考に、院内感染対策（ゾーニング、換気、個人防護具の着脱などを含む研修・訓練等）を適切に実施すること
第一種協定指定医療機関の指定基準	<ul style="list-style-type: none">• 最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能であること• 感染症患者が他の患者等と可能な限り接触することなく当該患者を診察することができること、その他医療機関における院内感染対策を適切に実施しながら、必要な医療を提供することが可能であること• 新興感染症の発生等公表期間において、知事の要請を受け、医療措置協定の内容に応じ、新興感染症の患者又は新感染症の所見がある者を入院させ、必要な医療を提供する体制が整っていると認められること

2-3 医療措置協定の内容、協定締結の要件及び指定基準

② 発熱外来の実施

協定の内容	新興感染症の発熱患者等の診療を行う。
協定締結の要件	<ul style="list-style-type: none">発熱患者等専用の診察室（時間的・空間的分離を行い、プレハブ・簡易テント・駐車場等で診療する場合を含む。）があること発熱患者等の対応時間帯を住民に周知又は地域の医療機関等と情報共有して、発熱患者などを受け入れる体制を有すること関係学会のガイドラインなどを参考に、院内感染対策（ゾーニング、換気、個人防護具の着脱などを含む研修・訓練等）を適切に実施すること
第二種協定指定医療機関の指定基準（発熱外来）	<ul style="list-style-type: none">最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能であること当該医療機関を受診する者が、他の当該医療機関を受診する者と可能な限り接触することなく当該受診する者を診察することができること、その他医療機関における院内感染対策を適切に実施しながら、外来医療を提供することが可能であること新興感染症の発生等公表期間において、知事の要請を受け、医療措置協定の内容に応じ、新興感染症の患者（疑似症患者含む）等の診療を行う体制が整っていると認められること

2-3 医療措置協定の内容、協定締結の要件及び指定基準

③ 自宅療養者等への医療提供及び健康観察

協定の内容	<ul style="list-style-type: none">・ 自宅療養者等に対して医療を提供する・ 対応方法は、電話・オンラインや往診を想定 <p>※電話・オンラインによる診療については、新型コロナウイルス感染症における「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて（令和2年4月10日事務連絡）と同様の特例措置が適用された場合を前提とする</p> <p>※ 健康観察のみは、協定の対象外とする</p>
協定締結の要件	<ul style="list-style-type: none">・ 医療機関－薬局－訪問看護事業所の間で連携し、外来診療、電話・オンライン診療、往診などの対応や、訪問看護・医薬品対応などを行うこと・ 関係学会のガイドラインなどを参考に、感染対策（ゾーニング、換気、個人防護具の着脱などを含む研修・訓練等）を適切に実施すること
第二種協定指定医療機関の指定基準 (自宅療養者への医療提供)	<ul style="list-style-type: none">・ 最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能であること・ 新興感染症の発生等公表期間において、知事の要請を受け、医療措置協定の内容に応じ、オンライン診療その他外出自粛対象者に対する医療を提供する体制が整っていると認められること

2-4 医療措置協定の内容、協定締結の要件

④ 後方支援

協定の内容	通常医療の確保のため、回復患者又は一般患者（感染症患者以外の患者）を受け入れる。
協定締結の要件	流行初期の感染症患者以外の患者受入れや、感染症から回復後に入院が必要な患者の転院受入れを実施すること

⑤ 医療人材派遣

協定の内容	医療（医師、看護師等）を他の医療機関等へ派遣する。
協定締結の要件	自院の医療従事者への訓練・研修などを通じ、対応能力を高めること

2-5 協定指定医療機関(第二種)と高齢者施設等との連携

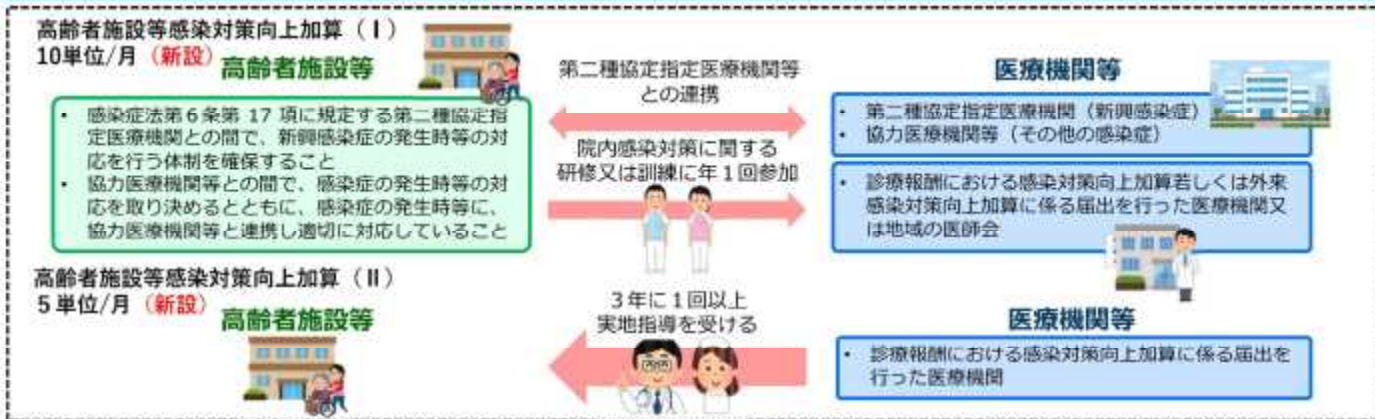
高齢者施設等の「高齢者施設等感染対策向上加算」の要件として、
「第二種協定指定医療機関」との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保すること」が示されました。

「中央社会保険医療協議会 総会（令和6年1月12日）資料」より

連携の内容等の詳細は、現時点では未定です

感染症や災害への対応力向上

高齢者施設等における感染症対応力の向上	告示改正
<p>■ 高齢者施設等については、施設内で感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携の上で施設内で感染者の療養を行うことや、他の入所者等への感染拡大を防止することが求められることから、以下を評価する新たな加算を設ける。</p> <p>ア 新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する医療機関（協定締結医療機関）との連携体制を構築していること。</p> <p>イ 上記以外の一般的な感染症（※）について、協力医療機関等と感染症発生時における診療等の対応を取り決めるとともに、当該協力医療機関等と連携の上、適切な対応を行っていること。</p> <p style="text-align: right;">※ 新型コロナウイルス感染症を含む。</p> <p>ウ 感染症対策にかかる一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が定期的に主催する感染対策に関する研修に参加し、助言や指導を受けること</p> <p>■ また、感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けることを評価する新たな加算を設ける。</p>	
<p>特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院</p>	



2-6 財政支援1 (全体概要)

対象	平時の支援	新興感染症発生時の支援
協定を締結する全ての医療機関	<p>①医療措置協定の履行に要する費用 (感染症対策にかかる費用) ⇒協定締結医療機関が実施する医療措置の費用について、国や県が予算の範囲内において、財政支援を実施 (設備整備助成、人材育成の支援等)</p> <p>【設備整備助成の内容】 HEPAフィルター付空気清浄機、PCR検査機器、簡易ベッド、個人防護具保管庫の整備費用</p>	<p>③診療報酬の特例措置や補助金による財政支援 ⇒実際の新興感染症発生時に、感染症の状況や特性を踏まえ、国において検討</p>
協定指定医療機関 (第一種) (第二種)	<p>②診療報酬による評価 ⇒外来感染対策向上加算により、新興感染症発生・まん延時への備えを評価</p>	<p>④公費負担医療 ⇒医療機関により実施される入院医療、外来医療及び在宅医療が公費負担医療の対象</p>
流行初期医療確保措置の対象となる医療機関	—	<p>⑤初期医療確保措置 (減収補てん) ⇒流行初期に、診療報酬の上乗せや補助金等が充実するまでの一定期間 (3か月を基本として想定)、感染症流行前と同水準の収入を補償</p>

2-7 財政支援2 (診療報酬:外来感染対策向上加算)

「中央社会保険医療協議会 総会 (第584回 令和6年2月14日) 資料」を基に作成

基本的な考え方・具体的な内容

新興感染症発生・まん延時に備え、外来における適切な感染管理の下での発熱患者等への対応を更に推進する観点から、外来感染対策向上加算について要件及び評価を見直す。

外来感染対策向上加算に関する施設基準 (主な変更点)

- ① 外来において、**受診歴の有無に関わらず、発熱や感染症疑いの患者を受け入れる旨を公表し、**受入れを行うために必要な感染防止対策として、発熱患者の動線を分ける等の対応を行う体制を有していること
- ② **第二種協定指定医療機関であること**
- ③ 感染症から回復した患者の罹患後症状が持続している場合に、必要に応じて精密検査が可能な体制又は専門医への紹介が可能な連携体制があることが望ましい

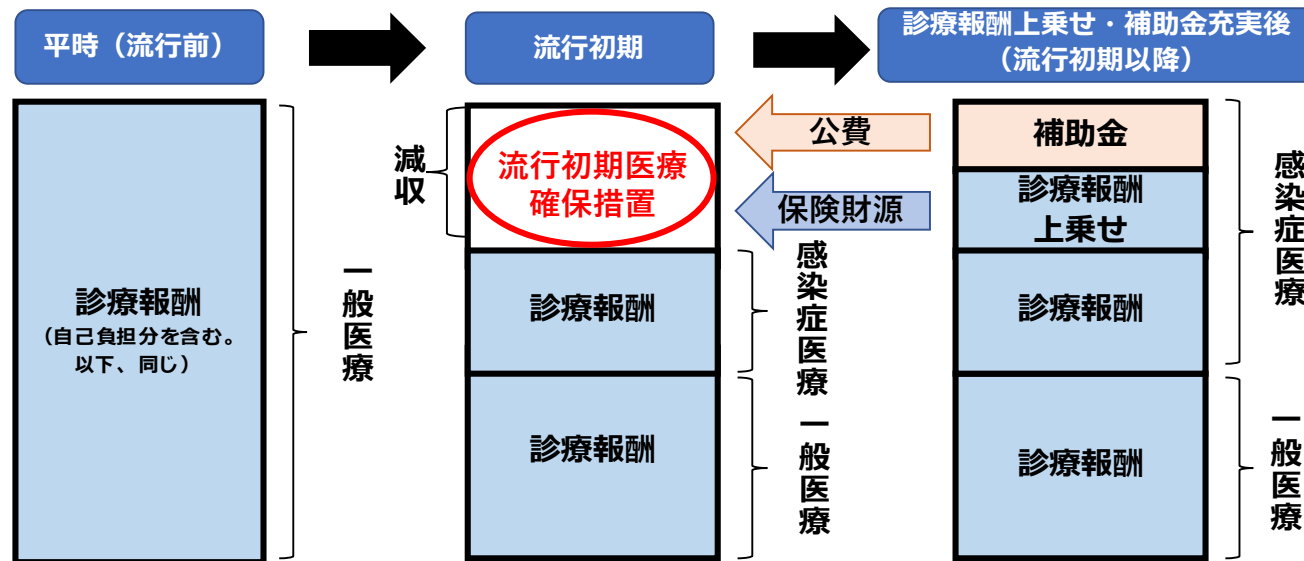
公表の方法等については、現時点では未定です。

経過措置

令和6年3月31日において、現に外来感染対策向上加算の届出を行っている保険医療機関については、**令和6年12月31日まで**の間に限り、上記②の基準を満たしているものとみなす。

2-8 財政支援3 (流行初期医療確保措置)

- 目的：『流行初期の初め（大臣公表～2週間）』から『流行初期（3ヶ月まで）』（県ステージ1・2）における、医療提供体制（**病床確保・発熱外来**）を確保する



流行初期医療確保措置の支援策

内容	基準（下表）を満たしている場合で、静岡県知事の要請を受けて 発熱外来を実施した場合、減収補填を行う
期間	診療報酬の上乗せや補助金等が充実するまで（流行初期の3ヶ月程度）
減収補填	感染症医療の提供を行った月の診療報酬収入が、感染症流行前の同月の診療報酬収入を下回った場合、その差額を支払う。

- 基準：以下の両方を満たすこと

発熱外来の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生の公表後、知事の要請後原則7日以内に措置を実施すること ・ 流行初期から、発熱外来の開設時において、1日あたり20人以上の発熱患者等を診察するために必要な体制を構築していること
---------	--